

第7回社会福祉法人の在り方等に関する検討会	資料1
平成 26 年 3 月 17 日	

26.03.17

第7回 社会福祉法人の在り方等に関する検討会

ヒアリング資料

全国社会福祉法人経営者協議会

1. 組織概要

本会は、社会福祉施設を経営する社会福祉法人を会員とし、その経営基盤の強化、福祉施設の機能充実と健全な施設運営を目的に、昭和 56 年（1981 年）に全国社会福祉協議会の内部組織として設立した団体です。

各都道府県の経営者協議会（都道府県経営協）をもって構成し、現在、全国で 6,910 法人が会員となっています。（平成 26 年 3 月／組織率 40.7%）

2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

- 社会福祉法人は、制度に基づく社会福祉事業の実施のみにとどまらず、生活困窮者の生活支援をはじめとする地域にあるさまざまな福祉課題に積極的に取り組んでいくことが必要であると認識しています。
- この間、各法人においてさまざまな公益的な取り組みが行われてきましたが、理解と支持をいただくまでの発信ができていなかったことを反省し、積極的な情報公開等に努めていく考えです。
- 一方で、社会福祉法人が、社会福祉事業の枠を超えて、制度に拠らない取り組みを実施しようとする場合、以下の課題があります。
 - ・ 定款に記載していない事業を実施することに対する行政指導
 - ・ 資金使途に関する制限
 - ・ 事業に従事する職員の配置

3. 社会福祉法人の組織について

- 社会福祉法人審査基準、定款準則は、法律に根拠があり、かつ、最低限の内容としたうえで、法人の裁量の幅を拡大すべきと考えます。
- 役員等（理事・監事、評議員）への報酬を支出することが可能であることをあらためて明確化していただき、法人において役員報酬規程を整備した上で、複数名の常勤理事の設置、担当制の導入等の促進、事務局職員の配置等によって、社会福祉法人経営の体制を確立していきたいと考えます。
- 小規模な法人も含め、法人本部（事務局）機能の強化が不可欠だと考えます。一方で、法人本部に要する費用は、各事業の収支差額を繰り入れて充てる制度となっています。

4. 社会福祉法人の規模拡大について

- 多様な事業実施や経営基盤の強化にとって規模の拡大は望ましいことだと考えます。しかし、合併等による規模拡大や協働化がありきではなく、その目的や効果の明確化がまずは必要だと考えます。
- 本会では、例えば、高齢者介護にとどまらない地域包括ケアの体制整備に向けては、複数法人での協業化・ネットワーク化による取り組みが有効であると考えており、今後、具体的な取り組み例等を整理して会員法人等に普及します。
- なお、現在検討が進められている「非営利ホールディングカンパニー型医療法人」（仮称）については、持ち分の定めのないきわめて公益性の高い非営利法人としての位置づけを確保している現行の社会福祉法人制度の根幹を棄損するような見直しが行われることになってはならないと考えます。

5. 社会福祉法人の透明性の確保について

- 社会福祉法人は、その主体的な取り組みとして自法人のホームページや広報誌等の媒体を通じて、積極的な情報公開を行い、透明性の高い法人経営を実現しなければなりません。
- 本会は、社会福祉法人に対する一層の理解と支持を得るためには、財務諸表に限らず法人の理念や事業内容、公益的な取り組みの実施状況のほか、法人の中・長期計画やそれに基づく資金計画などもあわせて積極的に公開していくことが必要と考えています。
- 本会では、引き続き、会員法人による積極的かつ適正な情報公開を進めていきます。

6. 適切な指導監督について

- 社会福祉法人は、法に基づいて所轄庁による指導監査が行われていることから、当該指導監査が適切に行われることが基本になると考えます。指導監査にあたる行政職員の質向上をはじめ、適切な指導監査が行われるような措置を講じてください。
- 社会福祉法人の認可、指導に関する権限が一般市にまで移譲された中、法定受託事務であるにもかかわらず所轄庁(自治体等)によって指導内容について相当のばらつきが生じています。
- 行政による指導監査のあり方として、重複や過度に子細な指導は避け、公益法人としての本質的ルールの遵守のチェックに絞るべきです。
- 本会会員法人は、第三者評価を積極的に受審するとともに、その評価結果の公開を積極的に行うこととしており、本会ホームページでは、第三者評価に取り組んだ会員法人のリストを掲載し、当該法人の人材確保に向けた取り組みやサービスの内容に関する情報提供の支援につなげていきます。
- 一方で、指導監査と第三者評価、利用者のサービス選択に資するための情報提供の取り組みについて、それぞれの機能と役割をあらためて整理すべきと考えます。第三者評価は、制度創設時の趣旨に立ち返る必要があり、事業者によるサービスの質向上の取り組みを支える仕組みとしての位置づけを明確化すべきであり、行政による指導監査の代替としてとらえることや、受審の義務化は適当ではありません。

7. 福祉人材の確保について

- 本会では、会員法人における職員処遇の一層の向上に努めるとともに、各法人のホームページ等において法人理念やキャリアパス（賃金、昇給の仕組み、賞与等の待遇を含む）の具体例等を明示する等、人材確保に資する取り組みを進めます。
- 小・中学校、高等学校等との一層の連携を図るとともに、引き続き、出前教室や体験学習の受け入れ等に積極的に取り組みます。
- 現在の人材確保難の主因のひとつとして、介護・福祉業界に対するよくないイメージが定着していることがあげられます。各法人による取り組みと並行して、国のレベルでは、介護・福祉人材の確保にかかるグランドデザインを描くとともに、関係団体・機関等が協働してイメージアップの取り組みを進めて行く必要があると考えます。